

欧州議会の動向と展望

渡 邊 頼 純

1. 欧州議会の構成

欧州議会はEU加盟国の有権者による直接選挙によって選出された626名の議員によって構成されている。EC12ヶ国の時は567名であった。1995年1月の第4次拡大の際、各加盟国ごとの選出議員数を修正し、国別議員数を次のようにした。(原則的には人口比をもとに決められている。)

ドイツ99、フランス、英国、イタリア各87、スペイン64、オランダ31、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル各25、スウェーデン22、オーストリア21、デンマーク、フィンランド各16、アイルランド15、ルクセンブルク6。

欧州議会議員の任期は5年で、加盟国の国会議員との兼職も認められている。

議員は政治的信条に基づいて結成された、国境を越えた政治グループを形成している。現在のグループ数は9、他に無所属のグループがある。最大グループは社会主義グループで221名、第二の勢力は欧州人民党グループの173名であり、この二つの勢力で全議員数の約6割強を占めている。その他の政治グループの名称と人数は以下の通りである。

自由民主改革グループ(52名)、欧州左派グループ(31名)、「がんばれ欧州」グループ(29名)、欧州民主同盟グループ(26名)、「緑の党」グループ(25名)、「諸国家の欧州」グループ(19名)、急進欧州同盟グループ(19名)、無所属(31名)。

これまで直接選挙は4回実施され、それぞれ投票率は1979年の62.5%を最高に、1984年59%、1989年57.2%、1994年(6月)56.8%と少しずつ低下してきている。

議会運営の仕方としては、本会議をストラスブールで毎月約1週間の会期で開催、その際には欧州委員会の委員達も議員からの質問に答えたり、討議に参加するためにストラスブールに赴くことになる。なお、欧州議会の事務局はルクセンブルクにあり、約3,800人の職員が勤務している。

本会議の他に、政治、予算、農漁業、食糧、外交・安全保障、対外経済関係など20の委員会があり、本会議の準備作業は、これら各種委員会の事務局のあるブリュッセルで行われる。ここにも欧州委員会の委員を始め、事案に関連する委員会の課長クラ

ス以上の職員が出席し、議員との質疑に応じることがよくある。

2. 欧州議会の権限

行政府としての欧州委員会に対し諮問・監督を行う機関として位置づけられる。主な権限としては次のようなものがある。

(1)予算案の修正（非義務的支出については最終決定権を持つ。他方、予算全体の4分の3を占める「義務的支出」、つまり条約に基づき採択されたEUの決定により必然的に生じる支出については修正案を提出することができる。）

(2)決算の承認

(3)加盟条約への同意（1987年の単一議定書により規定されたもの）

(4)連合協定への合意

(5)立法過程における権限：マーストリヒト条約（以下、「マ」条約）の発効により大幅に強化されているが、以下の3方式に整理することができる。なお、(i)と(ii)の手続き自体は1987年発効の欧州単一議定書により規定された。

(i)「合意手続き」適用対象の拡大：新規加盟の承認、連合協定の締結、欧州議会の統一選挙手続き、人の自由移動・居住の自由、構造基金の改革、結束基金の設立、ESCB（欧州中央銀行制度）・ECB（欧州中央銀行）

(ii)「協力手続き」適用対象の拡大：経済政策のサーベイランス、運輸政策、社会政策、欧州社会基金、労働環境の改善、環境政策、研究開発など

(iii)「共同決定手続き」の新設：従来、「協力手続き」が適用されていた域内市場の完成、労働者やサービスの自由移動、消費者保護、住居の権利、文化・教育政策、公衆衛生（「調停委員会手続きと拒否権」として「マ」条約189条bに規定）

(6)「マ」条約により委員会に対する法案提出請求権、

(7)委員会の承認、

(8)その他、「マ」条約により個人・法人の苦情を受け付けるオンブズマンの任命、共同体法実施に関する臨時調査委員会の設置等が規定されていた。

3. 選挙制度

(1)欧州議会議員は当初、加盟国国会議員間の互選により選出されていたが、議会に加盟国国民の声を直接反映させ、議会の民主的統制機能を高めるため、1975年12月の欧州理事会は1978年に欧州議会の直接選挙を実施することを決定した。1976年9月EC外相理事会は直接選挙の大枠を定めた「欧州議会直接選挙に関する決議」を採択、同決議は加盟各国議会の批准を経て、「直接選挙法」として1978年7月より発効した。

この選挙法は、議席の国別配分、議員の任期、兼職禁止規定等を規定しているが、選挙方法は各国の裁量に委ねており、EEC 条約第 138 条に定める本格的な「一律の手続きによる直接選挙」の実現は、今後の改題として残されている。なお、現在までのところ、欧州議会議員の報酬も加盟国が負担し、欧州議会により議員達に支払われるのはあくまでも旅費や事務費に限定されている。

(2)各国の選挙制度は、英国を除き全て比例代表制をとっている。選挙区を全国区のみとしているのは、フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ等である。ベルギー、アイルランド、イタリア等は複数選挙区制を採っている。なお、ドイツにおいては、各政党は候補者リストを全国一律とするか州別とするかを選択することができ、実際にはキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）は州別リストを採用しており、国全体で獲得した議席を州毎に配分している。また、英国においては原則的に小選挙区制（84 選挙区）であるが、北アイルランドの 3 議席についてのみ比例代表制を採っている。

(3)選挙権については、各国とも 18 歳以上となっている。被選挙権は、英国、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド、ギリシャが 21 歳以上、フランスが 23 歳以上、イタリアが 25 歳以上、その他各国は 18 以上となっている。なお、マーストリヒト条約により「EU 市民権」の概念が導入され、1994 年の第 4 回選挙から本国以外の EU 加盟国に居住している EU 市民（約 500 万人）も居住国において欧州議会選挙の選挙権・被選挙権を認められるようになった。

(4)欧州議会議員との兼職が禁止されているのは直接選挙法第 6 条によれば以下の職にあるものである。

加盟国政府の閣僚

欧州裁判所判事

ECSC 諮問委員会メンバー並びに経済社会委員会メンバー

欧州投資銀行職員

欧州委員会委員並びに同職員

会計検査院職員

EC 諸機関・専門機関の職員

加盟国が独自に決定する兼職禁止の規定の対象となるもの（この一例としては、ギリシャ、スペイン、ベルギーにおいて国会議員との兼職を禁止している規定などがある。）

4. 最近の動向

(1) 第 4 回直接選挙（1994 年 6 月）

マーストリヒト条約により欧州議会の権限が強化されて最初の選挙であったにもか

かわらず、投票率は過去最低の56%に留まった。右選挙では社会主義グループと欧州人民党の2大勢力が全議席に占めるシェアを落としたのに対し、既存の政治グループに属さない議員が100名近く選出され、「がんばれ欧州」、「諸国家の欧州」等の振興の政治グループを形成した。他方、フランス、デンマークでは「もう一つの欧州」、「EC反対運動」等欧州統合反対派が投票を伸ばした。

(2) スウェーデンにおける選挙 (1995年9月17日)

95年1月の第4次拡大の際には欧州議会の議員定数も従来の567から626に増大しているが、欧州議会議員は暫定的に新規加盟国の国会議員により代表されることになっていた。これら新規加盟国については加盟から2年以内に欧州議会のための直接選挙を実施することになっていた。

スウェーデンにおいてはいち早く直接選挙が実施され、欧州議会議員22名が選出された。ただし、投票率は41.3%、与党社民党は投票率28.2%(94年総選挙の際は45.4%)と著しく不振であった。他方、EU加盟反対派の環境党は17.2%の投票率で議席数を1から4に増やし、同じく加盟反対派の左翼党も議席数を1から3に増やした。このように選挙結果は事前の世論調査の予想以上に社民党にとって厳しいものとなった。

かかる結果の背景としては、EU加盟8ヶ月を経た時点で加盟によるポジティブな成果が生活の中で実感できないことに対する不満(食料品の値段が依然として高止まり、失業率が下がらないことなど)、初めての欧州議会選挙で有権者が不慣れだったこと、選挙制度が新しく、しかも複雑であったこと、この1年で3度目の選挙であったことなどがあげられている。

5. 今後の展望

単一欧州議定書、マーストリヒト条約の発効により欧州議会の民主主義的コントロールの能力は飛躍的に高まったと言える。それ自体は欧州統合の本来目指してきた方向と一致するので高く評価されて当然と言えよう。しかし、他方では既存政党とは一線を画した新興の政治勢力が、必ずしも国内ではそれ程高い支持を与えられているわけではないにもかかわらず、欧州議会選挙である程度の票を集める傾向も出てきている(ベルナール・タビの「急進エネルギー党」、イタリアの「がんばれ、イタリア」など)。かかる傾向は欧州統合が発展し、制度化が進めば進ほど、より複雑化したEUに対する反発として顕著になる可能性がある。

今後通貨統合、司法協力、環境問題など、域内国民のナショナリズムを刺激し、かつセンシティブな問題をEUレベルで解決していくことが要請される際に、統合と民

主的コントロールを如何に両立させていけるかに今後の「民主的欧州」の展開がかかっていると言える。欧州議会は重要な鍵を握っているが、欧州議会の権限強化は場合によっては「両刃の剣」になる可能性も排除できない。

6. 日・EU 議員会議

(1)欧州議会は日・EU 関係にも強い関心を有し、対外経済関係委員会及び本会議において適宜討議を実施してきており、ここ 20 年間で本会議において 10 本を超える対日関係決議を採択している。

(2)欧州議会の中には対日交流議員団があり、また、日本側にも国会内に日・EU 友好議員連盟（会長：羽田孜前総理）があって、双方の議員を中心に毎年日・EU 議員会議（EP/JAPAN INTERPARLIAMENTARY MEETING）が開催されている。第一回会議は 1978 年で、1995 年 2 月に第 15 回会議がブリュッセルで開かれている。開催地は東京と EU 内の都市（ストラスブール、ルクセンブルグ、当地）において毎年交互に回り持ちになっている。

(3)会議の性格としては、政治、経済、文化、科学技術等広範な範囲に渡る諸問題について参加議員の間で日・EU 関係並びに世界的な観点から大所高所の議論を自由に行う場となっている。

(4)第 15 回会議では、(1)日・EU 双方の政治情勢、(2)日・EU 関係全般、(3)国際協力並びに安全保障問題等を中心に意見交換。日本側代表団一行はサンテール委員長、ブリタン副委員長、ヘンシュ欧州議会議長他を訪問した。その他フランスのリール市を併せ視察した。また、第 16 回会議は 1995 年 11 月 20-21 日日本において開催された。欧州議会側議員団は羽田元総理の地元である長野県を訪問し、冬季オリンピックの会場視察などを行っている。

(以上)

(1994 年 7 月 21 日 ヨーロッパ研究センター月例研究会にて発表したものに加筆・修正を加えた。)

〈参考文献〉

- 金丸輝男『ヨーロッパ議会——超国家的権限と選挙制度』成文堂 1982 年
藤原豊司・田中俊郎『欧州連合——5 億人の巨大市場——』東洋経済新報社 1995 年
R. Corbett, F. Jacobs, & M. Shackleton *The European Parliament* (3rd edition), Cartermill Publishing 1995.